

観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書

観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

観光案内看板情報更新に関する業務委託

2. 業務の目的

本業務は、世界遺産をはじめとする歴史的建造物が集積する吉野山エリアにおいて、老朽化による視認性の低下や多言語対応の遅れに加え、案内表記の不統一により分かりにくい状態となっている観光案内看板の更新を図るものである。具体的には、「観光案内看板整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定から実際の改修工事までを包括的に実施し、周囲の景観に調和した統一規格への更新を行う。

併せて、多言語化による効果的な情報発信体制を構築することで、来訪者の満足度およびエリア全体の回遊性向上を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4. 委託上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5. 業務内容

- （1）「ガイドライン」の策定
- （2）ガイドラインに基づく案内看板の改修工事
- （3）その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

6. 業務内容の詳細・補足事項

- （1）「ガイドライン」の策定

ア 盤面、本体、支柱等を含めた看板全体の仕様については、吉野産材の活用など、吉野町の地域特性に考慮したものとする。ただし、大型看板については、この限りでない。

イ ガイドラインの策定対象は、次の3種類の看板とする。

1. 案内看板（ピクトグラムやイラスト等を活用し、周辺施設の位置関係や観光案内地図などを表示する看板）
2. 説明看板（地域、観光施設、文化財等の概要や利用方法などを説明する看板）

3. 誘導看板（方向や距離等を表示し、利用者を目的地へ誘導するための看板）

- ウ ガイドラインは、吉野町における観光案内看板整備の考え方を示したものである。今後町内で展開される看板整備にも適応することを基本とし、維持管理や将来の更新がスムーズに行えるよう、素材費や設置費用を考慮した仕様とする。
- エ 多様な利用者に配慮し、看板全体の視認性を確保したデザインを基本とするとともに、施設名や地名などの多言語化を実施すること。
- オ 多言語化については、英語を必須言語とし、可能な限りフランス語、中国語（簡体字）などの観光客の需要が高い言語の記載を行うものとする。ただし、多言語表記の範囲については、看板全体の視認性及びデザイン性を損なわないよう配慮し、デジタル技術の活用を含め、多言語表記の掲載方法及び表示の仕組みについても併せて提案を行うこと。

（2）ガイドラインに基づく案内看板の改修工事

- ア 看板作成・更新の対象となる観光案内看板は別紙1・2の通りである。各看板の現状については、別紙1・2を参照の上、現地確認を行うこと。なお、看板の設置場所は協議の上決定すること。
 - イ 既存看板は撤去するものとし、撤去後の処分についても本業務に含むものとする。
- （3）その他本業務を実施するうえで必要な関連業務
- ア 看板の改修及びデザインは、自然公園法及び文化財保護法等関連法令に基づく許可基準を満たすものとし、町が行う許可申請について、図面等必要な書類を作成すること。
 - イ 本件に使用するイラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任については全て受託者が負うこと。

7. 成果品

（1）「ガイドライン」の策定

提出物：ガイドライン（A4版：簡易製本）2部及び電子データ

（2）ガイドラインに基づく案内看板の改修工事

提出物：事業実績報告書（A4版：簡易製本）2部及び電子データ

※上記の電子データは、再編集可能な状態で納入することとし、データの修正に制限をかける加工を行わないこと。なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また、成果品提出後に不備等が発見された場合、受注者の責において訂正すること。

8. 工期

本事業の工期は委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）とする。なお、施工者が不可抗力または施工者の責めに帰することのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本町と施工者が協議して決定するものとする。

(1) 基本的な考え方

- ア 契約書に定められた各業務は、施工者の責任において実施すること。
- イ 建設業務にあたり必要な関係諸官庁との協議において施工者に起因する遅延については施工者の責めとする

(2) 業務遂行上の留意点

- ア 関連法令を遵守し、関連要項、各種基準等を参照して適切な設置工事計画を策定すること。
- イ 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。
- ウ 設置工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動）を最小限に抑えるために工夫を行うこと

9. 業務上の留意事項

- (1) 本仕様書は「観光案内看板情報更新に関する業務委託」プロポーザルに適用する。
- (2) 本業務に伴う経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は契約候補者との協議の内容をふまえ、修正する場合がある。
- (4) その他、本業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合は、吉野町産業観光課と協議するものとする

10. その他留意事項

- (1) 委託業務の全部または、一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本町の承諾を得た場合は、この限りではない
- (2) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らす。または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された場合も同様とする
- (4) 受託者は、委託業務の履行するにあたり、事故の責めに帰すべき事由により本町に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (6) 天変地変、感染症の流行、その他の不可抗力の事由に基づき、本町の判断により、業務の一部または全部を実施しない場合、本町、受託者の双方の協議の上、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いにかかる出来高の確定については、受託者が出来高の証明を行うこととする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、本町の指示に従うこと。また、業務の実施につき疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。